

役職員の服装の軽装化について

令和6年10月
豊橋農業協同組合

1 趣 旨

省エネ・脱炭素化や、適正な温度での空調使用と快適で働きやすい職場づくりに向け、平成19年度から期間を設定して取り組んできた「クールビズ」等の役職員の服装の軽装化について、以下のとおり通年で取り組むこととします。

2 取り組み時期

通 年

3 取り組み内容

(1) 役職員の軽装化の通年化

クールビズ・ウォームビズを通年で実施します。

各人の健康状態や当日の気象等を考慮した服装（ノーネクタイ、ノー上着、重ね着等による温かい服装等）による執務を可とします。

なお、会員JAや組合員の信頼を損なわないよう、「時・場所・場合」に合せた清潔感のある服装に心掛けるものとします。

また、出張にあたっては、出張先のルールに準ずることとします。

(2) 適切な室温設定

室内温度は、原則、冷房時の室温28℃、暖房時の室温20℃とします。諸事情により設定温度を変更することを認めます。